

公共関与最終処分場

について

最大限の知識と技術を活かし
極限まで施設の安全性を追求します
施設の運用にあたっては
環境の保全に万全を期していきます
(平成22年12月24日 南関町・和水町への蒲島知事の文書回答の抜粋です)



最終処分場のすべての段階を通じ 県が安全性に対する責任を果たしていきます

最終処分場の整備にあたっては、建設工事に先だって実施する環境アセスメントや施設設計、施工(工事中)、供用開始後の維持管理(埋立期間から安定期間)、さらには将来(跡地利用)に対して、安全性に対する責任をしっかりと果たしていきます。



この資料は、次の3点をお知らせするために作成しました

- 施設の安全対策について
- 県が最後まで責任を持って取り組むことについて
- 地域に役立つ取り組みについて

まず、平成22年12月24日 南関町・和水町への 蒲島知事の文書回答の主な部分を紹介します

町御当局をはじめ住民の皆様方に御心配と御不安をおかけしていますことを、大変申し訳なく、また心苦しく思っています。

私自身、住民の皆様方の苦しい思いを真正面に受け止め、真摯に行動しなければならないとの気持ちを強く持って、検討を重ねて参りました。その結果、住民の皆様方の御心配や御不安にお応えするためには、初期投資額は大きく膨らむものの、従来の「オープン・放流型」から「クローズド・無放流型」の施設とすべきと判断し、11月8、9日の住民説明会で具体的に御説明させていただきました。

また、住民の皆様方には、「なぜ建設候補地が南関町なのか。」との思いが深いことを改めて感じました。そのお気持ちは十分理解できます。しかし、県内どこかに造らなければならない施設であり、その具体的な場所を決定するのは、県として逃げることのできない責務であると思います。そのため、県としても非常に辛い決断でありましたが、客観的な評価項目に基づき南関町に決定しました。

県として決断した以上は、今考えられる最大限の知識と技術を活かして、極限まで施設の安全性を追求するとともに、施設の運用にあたっては生活環境の保全には万全を期して、建設させていただきたいと考えております。

また、子や孫の代まで現在のすばらしい環境を引き継ぐことは、知事としての責務であります。それがまさに公共関与により施設を建設する意義であります。さらに、県が責任を持って最後まで取り組んでいくということを、お約束して参りたいと考えております。



施設の安全対策について

【安全対策 1】 事前の調査と準備を行います

安全性の追求は最も重要です。そのため、環境アセスメント(※1)により、地下水・大気・土壌などの調査を実施し、専門家の意見を聴いて、適切な予測と評価を行います。その結果、環境に影響を及ぼす点があるか、あるとすればどのような措置を講じるかなど、しっかり事前の調査と準備をします。

なお、これまでの調査結果からは、建設予定地としての安全性が十分に裏付けられる内容となっています。

※1：環境アセスメントは、事業の実施前に、周辺環境をしっかりと調査、予測及び評価し、その結果を公表して、住民、市町村、専門家などから意見を聴き、それらを踏まえ、環境保全の観点から、環境に配慮した取組みにつなげる制度です。



水質分析調査

建設予定地を南関町に決定した経緯

県では、学識経験者等で構成する「建設候補地検討会」を設置し、様々な評価項目により、まず134箇所の候補地を抽出しました。その後、県民に公開された透明な審議を経て、最終的に、検討会から8候補地を提言いただきました。

8候補地に説明しましたが、いずれも反対の意見でありました。県内どこかに必要な施設である以上、非常に悩ましいことではありますが、県が責任を持って決めるべきとの判断から、平成18年3月に、県として、立地特性、安全性、経済性から総合的に判断し、南関町下坂下の候補地を建設予定地として決定しました。

南関町下坂下を建設予定地に決定した理由

- 立地特性
 - 現在の窪地地形を活用して、処分場の整備ができること。
 - 国道や県道等複数のルート、高速道路インターチェンジが近く、8つの候補地の中ではアクセスが良いこと。
- 安全性
 - 活断層からの距離が遠いこと。
 - 表層の地質は風化しているものの、現地には常に水が溜まっており、窪地の底は水を透しにくい地質であること。
- 経済性
 - 窪地地形を利用できることにより、通常かかるコストを安全対策に投入することが可能であること。
 - 県内各地からのアクセスが良いことが、排出事業者の負担軽減につながり、最終的には、サービスを受ける県民の負担軽減と、不法投棄防止等の適正処理への意識が高まることが期待できること。

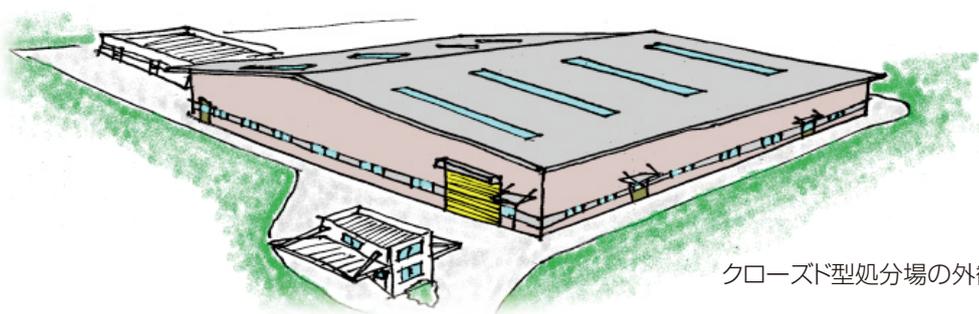
【安全対策 2】

安全性を極限まで追求した 「クローズド・無放流型」の処分場を建設します

処分場の安全性に対する住民の皆様方の御不安、御心配にお応えするため、安全性を極限まで追求し、全国的にも先進的な施設である「クローズド・無放流型」の処分場を建設します。

クローズド 埋立地を屋根や外壁で覆い、周辺環境(外気・雨水など)と分離します。

無放流 廃棄物に触れて汚れた水は、水処理施設で浄化し、きれいにして循環利用などするため、河川に放流しません。



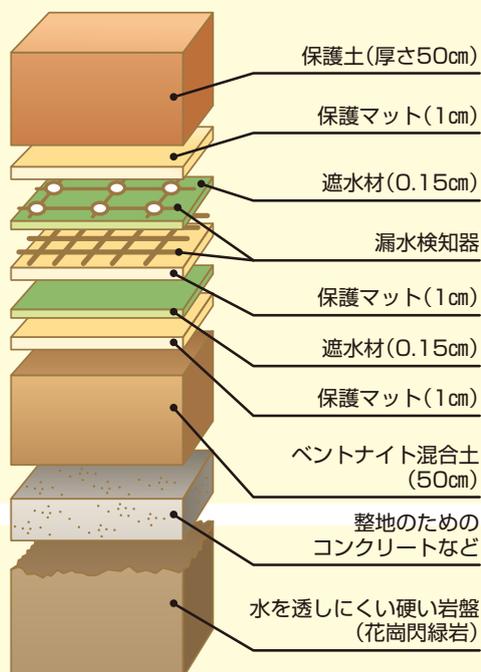
クローズド型処分場の外観イメージ

Q 処分場で汚れた水が地下に漏れ、地下水を汚染することはないの？

A 法令基準以上の3重の遮水構造、漏水検知器、観測井戸など、幾重にも安全対策を講じることで地下水の汚染を防止します。

さらに、屋根や外壁で覆うため、一時的な豪雨や長雨等の大量の雨水を埋立地内に浸入させず、また様々な場面を想定して、散水を止めたり、多くの散水を行うなど計画的に汚水を管理できることから、より一層安全性が高まります。

図1：埋立地底部(遮水構造)の拡大イメージ



Q 遮水材の耐久性は大丈夫？

A 処分場は、一般的に埋立開始から廃棄物が安定するまで、約30~40年程度の期間を要しますが、通常の処分場内では想定できないような過酷な条件のもとの実験でも、処分場の寿命より遙かに長い耐久性を有するとの見解(※2)が示されています。

※2：平成15年10月27日福岡高裁「少なくとも、評価試験においては、太陽光線、熱、オゾン、酸、アルカリ等に対する50年以上の耐久性を有していることが認められる」

Q 悪臭は発生しないの？

A 悪臭だけでなく、粉じん、騒音などは、埋立地を屋根と外壁で覆うため、影響を抑えることができます。

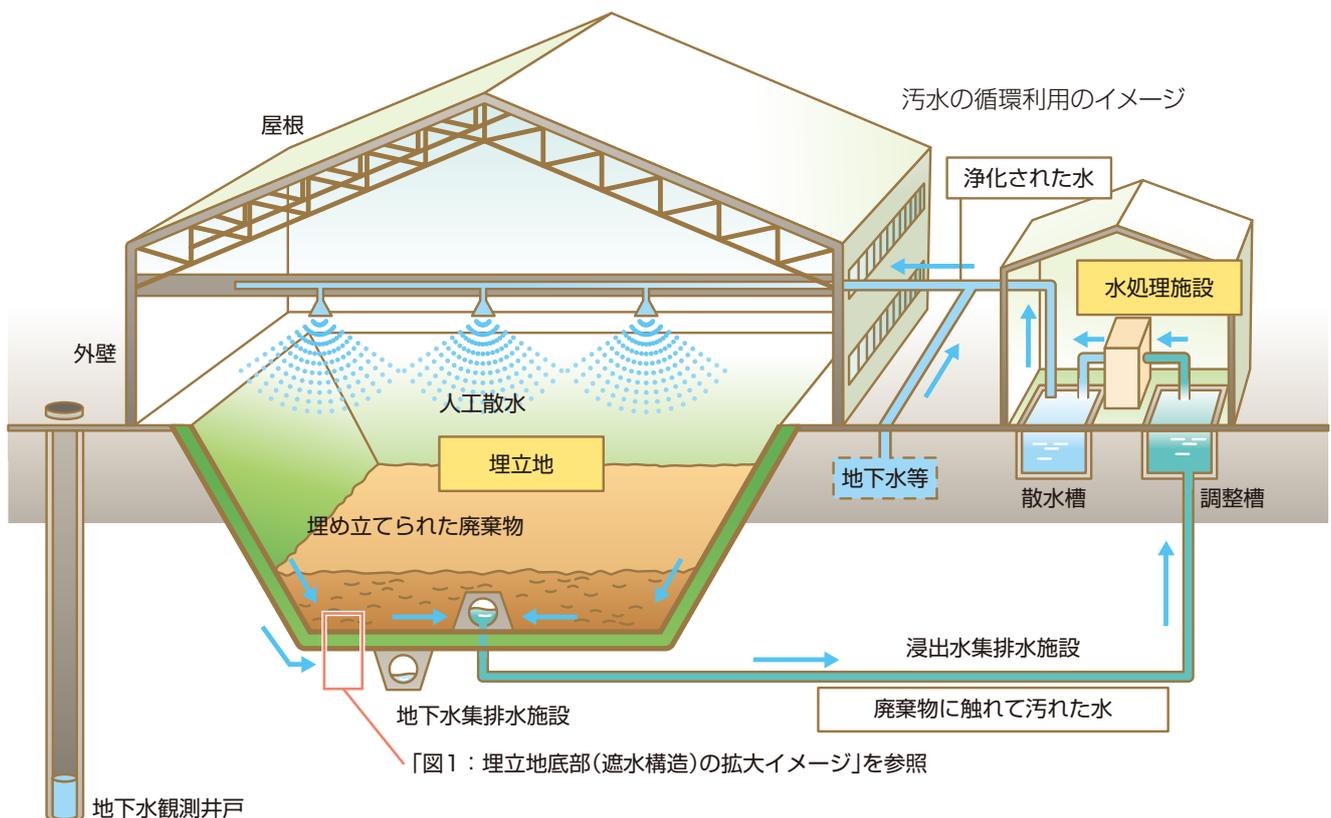
Q 川が汚れることはないの？

A 当処分場では、埋立地内に雨水は入れず、廃棄物の安定化に向けて計画的に散水します。汚水は、水処理施設で浄化した後、散水用に循環利用できます。そのため、河川に放流しないので、河川水質などに影響はありません。

Q 地下水が汚染されないか、どのように確認するの？

A 埋立地内の遮水構造には、漏水を検知する仕組みを設けます。また、地下水集排水施設で集められた地下水は、水質を常時監視します。

さらに、地下水の流れる方向に観測井戸を数箇所設け、定期的に水量・水質の状況を確認します。可能であれば、定期的に民家の井戸でも水質検査を実施して、安全性を確認していきたいと考えています。



【安全対策 3】

町・周辺住民の皆様に参加いただき 透明性の高い施設運営を目指します

住民の皆様にも参加いただき、監視委員会(仮称)を設置します。委員会では施設が安全に運営されているか確認いただくために、定期的に水質検査の結果を公表し、随時、立ち入り調査などを実施するとともに、どのような内容を調査するのか、どのような方法で実施するのか協議しながら、ガラス張りの施設運営を目指します。



県が最後まで責任を持って取り組むことについて

子や孫の世代

将来に対しても責任を果たすこと

それがまさに県が主体的に取り組む理由です

将来にわたる約束事項を定めて

環境保全に努めていくことをお約束します

【県としての約束事項の例】

- 立入検査、改善命令
- 施設運営全般にわたる指導、助言、その他必要な支援
- 施設廃止後の環境監視 など



【参考：管理型最終処分場の必要性などについて】

産業廃棄物は、私たちの日々の暮らしを支える 様々な事業活動の中で、発生しています 県内で発生した産業廃棄物の2.5%^(※3)は 最終処分(埋立処分)が必要となります

各種リサイクル法の浸透などにより、最終処分量は減っています。しかし、どうしても再生利用などができない産業廃棄物がわずかながら残ります。これらは、最終処分(埋立処分)されます。

※3：平成20年度データ

長期的・安定的な廃棄物処理体制を確保するため 処分場整備に取り組んでいます

将来、県内の管理型最終処分場の不足が想定されます。このことにより、不法投棄等の不適正処理の原因や企業の処分料金の負担増、最終的にはサービスを受ける県民の負担増にもつながりかねません。また、県内で発生した産業廃棄物の一部は、県外で最終処分されている実情^(※4)もあります。

そのため、県民の生活環境の保全や県内の経済活動の維持促進を図る社会資本として、県が主体的に取り組む公共関与管理型最終処分場の整備が必要不可欠です。

※4：県内で発生した産業廃棄物の最終処分のうち、全体量の約2割(2.5万トン)が県外の最終処分場で処理されています(自社処分場を除く平成20年度データ)。

管理型最終処分場は 埋立地が安全になるまで適正に管理する施設です

県が南関町で計画を進めている処分場は、「管理型最終処分場」です。管理型最終処分場とは、污泥、燃え殻、がれき類などを受け入れ、廃棄物が安定する(廃棄物に水が触れても汚水が発生しない状態)までの間、周辺環境に影響を与えないよう汚れた水を浄化するなどして適正に管理する施設です。

なお、人の健康に被害を及ぼすおそれのある特別管理産業廃棄物を埋め立てる場合は、固形化等の安全対策がなされたものを除き、「遮断型最終処分場」で処分する必要があるため、危険なものは当処分場には持ち込まれません。

全国には、860箇所^(※5)の管理型最終処分場があります

このうち、本県と同様に、都道府県が中心となって整備した管理型最終処分場は、24府県^(※6)に整備されています。

県内には、企業自ら最終処分する自社処分場を含め、各地域に8箇所^(※6)の管理型最終処分場が設置されています。

※5：平成20年4月1日現在 ※6：平成22年4月1日現在

地域に役立つ取り組みについて

地域と一体となった 処分場を運営していきます

今後、地元住民の方々などの御意見をうかがいながら、最終処分場が立地することで、地域のイメージを損なうことなく、むしろ、この地域を活かし、魅力を向上できるような、地域と一体となった施設運営を行うことが重要です。

住民参加のもとで開かれた施設運営を行うとともに、施設内には環境学習ルームや多目的スペースなどを備えることで、環境教育や地域の活動拠点となる施設づくり、周辺の模範となるような緑化、緊急時の周辺農地への水供給など、地域と調和した施設づくりに取り組んでいきます。



※地域と一体となったイメージ図